

総財調第24号
令和元年9月27日

各都道府県知事 殿
(病院担当課扱い)

総務省自治財政局長
(公印省略)

地域医療構想の取組の推進について

平素より、地域医療の確保にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、昨日開催された「第24回地域医療構想に関するワーキンググループ」において、厚生労働省より、

- ・具体的対応方針の再検証の要請に係る診療実績の分析方法等
- ・具体的対応方針に係る再検証の要請等、診療実績データ分析等の活用について説明がなされた上で、個別の公立・公的医療機関等に係るデータの分析に基づいて再検証要請をする医療機関の考え方、今後の進め方について、了承がなされたところです。

これは、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。」とされたことを受け、厚生労働省において検討が重ねられてきたものです。

今回の分析は、全国一律の基準により行われたものであり、その結果が、公立・公的医療機関等の将来に向けた方向性を機械的に決定するものではなく、また、今回の分析方法だけでは判断しえない地域の実情に関する知見を補いながら議論を尽くし、合意を得ることが重要であるとされているものです。

公立病院を取り巻く経営状況は厳しく、再編・ネットワーク化等経営改革を進めることが必要です。あわせて、医師の地域偏在・診療科偏在の解消や医療従事者の働き方改革も急務となっています。

地域医療構想の実現に向けて

令和元年9月27日
医政局

1. 地域医療構想の目的は、2025 年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することです。地域医療構想の実現により、限られた医療資源をそれぞれの地域で真に活用し、次の時代に対応した医療を構築することができると考えています。

2. 地域医療構想の実現に向けては、関係者のご理解・ご協力の下、これまで地域で議論が積み重ねられてきましたが、さらに取組を進めていく観点から、今回、高度急性期・急性期機能に着目した客観的なデータを国から提供し、改めて、それぞれの医療機関に対し、今後の医療機能のあり方を考えて頂くことといたしました。

※客観的データについては、「地域医療構想に関するワーキンググループ」における議論に基づくものです。

3. 今回の取組は、一定の条件を設定して急性期機能等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするものです。したがって、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではありません。また、病院が将来担うべき役割や、それに必要なダウンサイジング・機能分化等の方向性を機械的に決めるものではありません。

4. 今回の分析だけでは判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化し議論を尽くして頂き、2025 年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていただきたいと考えています。その際、ダウンサイジングや機能連携・分化を含む再編統合も視野に議論を進めて頂きたいと考えています。

5. 今後、地域の医療提供体制の確保に向け、病院のダウンサイジングや統廃合が必要と地域が判断する場合には、国としても必要な支援等を行ってまいります。